

# 令和6年能登半島地震に伴う災害により被災された

## 事業主及び組合員の皆様へ

この度の令和6年能登半島地震に伴う災害により、被災された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方やそのご家族に心よりお悔やみを申し上げます。

一刻も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

標記の件に関しまして、東京都家具健康保険組合では、加入していただいている被災地域の方々につきまして、次の取扱いを行いますので、お知らせいたします。

### 1. 医療機関等の受診について

医療機関等を受診される場合につきましては、医療機関等の窓口で「氏名」、「生年月日」、「被保険者の方が勤務する事業所名」、「住所」及び「連絡先」を申し出ただけであれば、被保険者証を提示することなく、受診していただくことができます。

### 2. 医療機関等へ的一部負担金の支払について

(1) 被災された方のうち、下記(2)に該当された方で、令和6年1月1日から令和6年4月30日までに医療機関等で受診される場合については、医療機関等の窓口での一部負担金等<sup>※</sup>の支払いを免除いたします（お支払いいただく必要はありません）。

#### ※ 対象となる一部負担金等

- ・一部負担金　・保険外併用療養費に係る自己負担額　・訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・家族療養費に係る自己負担額　・家族訪問看護療養費に係る自己負担額

(2) 上記(1)の対象となる方は次のイ及びロのいずれにも該当する方です。

イ 令和6年能登半島地震に係る災害救助法の適用市町村にお住まいの方  
（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に移られた方も含まれます。）

[※ 令和6年能登半島地震に係る災害救助法の適用市町村については「内閣府ホームページ」からご確認ください。](#)

ロ イの地域にお住まいの方で、令和6年能登半島地震に伴う災害により、次のいずれかの申し立てをされた方

- ① 住宅の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした状態の方
- ② 主たる生計維持者が亡くなられた又は重篤な傷病を負った状態の方
- ③ 主たる生計維持者が行方不明になられた方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

### 3. 保険料について

#### (1) 事業主の皆様

令和6年能登半島地震に伴う災害にかかる災害救助法の適用市町村に所在する事業所及び工場につきましては、保険料を期限までに納付することが困難な場合、お申し出により納付期限を延長いたしますので、当健康保険組合までご連絡くださいますようお願いいたします。

#### (2) 任意継続被保険者の皆様

令和6年能登半島地震に伴う災害にかかる災害救助法の適用市町村にお住いの任意継続被保険者の方につきましては、保険料を期限までに納付することが困難な場合、お申し出により納付期限を延長いたしますので、当健康保険組合までご連絡くださいますようお願いいたします（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に移られた方も含まれます）。

**(連絡先) 東京都家具健康保険組合** (〒113-8511 東京都文京区湯島3-24-5)

業務課：TEL 03-3833-6161 (対応番号：1)